

【令和6年度】 証明書の様式

所得税の控除	①住宅ローン減税	<ul style="list-style-type: none"> 増改築等工事証明書①(R6.4～) データ横に記してある作成ガイドに従ってご入力ください。
	②リフォーム促進税制 (所得税) ※右記のいずれか	<ul style="list-style-type: none"> 増改築等工事証明書①A (R6.4～) 増改築等工事証明書①B [計算式入] (R6.4～) 上記①Bの様式データには計算式が埋め込まれています。データ内の性能向上リフォーム用シートに入力すると、その内容が増改築等工事証明書の必要箇所に反映されます。その他の箇所は、作成ガイドに従ってご入力ください。 住宅耐震改修証明書(耐震改修) (注)耐震改修以外に減税対象工事がある場合は、増改築等工事証明書も必要になります。
固定資産税の減額	③リフォーム促進税制 (固定資産税) ※右記のいずれか	<ul style="list-style-type: none"> 増改築等工事証明書①A (R6.4～) 住宅耐震改修証明書(耐震改修) (注)耐震改修以外に減税対象工事がある場合は、増改築等工事証明書も必要です。 ※バリアフリーリフォームについては、物件所在の市町村等にお問合せください。
	④マンション長寿命化促進税制	<ul style="list-style-type: none"> 大規模の修繕等証明書 【記入例】 過去工事証明書 【記入例】 修繕積立金引上証明書 【記入例】 助言・指導内容実施等証明申請書、証明書 【記入例】
贈与税の非課税措置	<ul style="list-style-type: none"> 増改築等工事証明書② (R6.4～)※「住宅取得等資金の贈与の特例用」 	
登録免許税の特例措置	<ul style="list-style-type: none"> 増改築等工事証明書③ (R5.4～)または 増改築等工事証明書①A(R6.4～) ※③は「所有権の移転登記の税率の軽減の特例及び住宅の不動産取得税の軽減の特例用」 	
不動産取得税の特例措置	①Aの場合は、証明書のIの4「買取再販住宅の取得にかかる住宅借入金等特別税額控除」に記載があるもの	
その他	<ul style="list-style-type: none"> 耐震基準適合証明書①[住宅ローン、贈与税](R6.4～) 耐震基準適合証明書②[登録免許税] 	<ul style="list-style-type: none"> 耐震基準適合証明書申請書・仮申請書[住宅ローン・贈与税] (R6.4～) 耐震基準適合証明書③[不動産取得税]